

# 令和元年改正法に基づく検討状況

# 児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○ 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

|  | 令和元年                | 令和2年              | 令和3年             | 令和4年  |
|--|---------------------|-------------------|------------------|-------|
| 体罰禁止   | 9月3日<br>▼<br>検討会    | 周知<br>施行          |                  |       |
| 職員の資格の在り方<br>その他資質の向上策の検討                          | 9月10日<br>▼          | 資質向上WG            | 施行後一年            |       |
| 一時保護等の手続きの在り方の検討                                   | 実態把握                | 9月18日<br>▼<br>検討会 |                  |       |
| 子どもの権利擁護に関する検討                                     | 調査研究<br>12月19日<br>▼ | 施設等でのモデル実施        | 権利擁護WT等          | 施行後二年 |
| 民法「懲戒権」の検討（法務省）                                    | 6月20日<br>▼          | 法制審議会             | (中間試案・パブリックコメント) |       |
| 国と地方との協議の場の開催(※)<br>※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置 | 8月2日<br>▼           | 協議の場              |                  |       |

# 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

## 設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

## スケジュール・開催実績

令和元年9月3日 第1回開催

令和元年10月28日 第2回開催

令和元年12月3日 第3回開催

※ パブリックコメントを実施（12月20日～1月18日）

令和2年2月18日 第4回開催 とりまとめ

令和2年4月1日 改正法施行

## 主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

## 委員

- 大日向雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授  
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授

○座長

（敬称略、五十音順）

# 「体罰等によらない子育てのために」(概要) (令和2年2月18日体罰等によらない子育ての推進に関する検討会とりまとめ)

## I はじめに

- ・しつけの名の下に行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も見受けられる中、国際的にも58か国が体罰を禁止している。
- ・日本でも、児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行される。
- ・体罰禁止に関する考え方等を普及し、社会全体で体罰等によらない子育てを考えていただき、保護者が適切な支援につながることを目的としている。

## II しつけと体罰は何が違うのか

- ・たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止される。これは、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートすることを目的としている。
- ・しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為。子どもに向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えることは必要だが、体罰で押さえつけるしつけは、目的に合うものではなく、許されない。
- ・子どもを保護するための行為(道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ等)や第三者に被害を及ぼすような行為を制止する(他の子どもに暴力を振るうのを制止する等)は体罰には該当しない。
- ・体罰以外にも、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性がある。

### ◎ こんなことしていませんか

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

等

## III なぜ体罰等をしてはいけないのか

- ・体罰等は子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されている。
- ・大人に対する叩く等の行為が人権侵害として許されないのは子どもも同様であり、子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利を侵害する。
- ・体罰等により、一時的に言うことを聞くかもしれないが、これは根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになる。保護者に恐怖心を感じると、必要なときに悩みを相談すること等が難しくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性がある。

## IV 体罰等によらない子育てのために

- ・(1)子どもとの関わりの工夫
  - ①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
  - ②「言うことを聞かない」にもいろいろあります
  - ③子どもの成長・発達によっても異なることがあります
  - ④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
  - ⑤注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
  - ⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
  - ⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう
- ・(2)保護者自身の工夫  
否定的な感情に気付く・認める、自分なりの工夫を考えてみる、市区町村の子育て相談窓口等の支援やサービスを利用してみる 等

## V おわりに

- ・スウェーデンでも長い時間をかけて社会全体で認識を共有しており、法律が変わったことはゴールではなく、これから社会全体で取り組んでいく必要がある。
- ・体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていく必要があり、保護者が孤立せず、社会全体で子育てを行っていく必要がある。

# 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

## 設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、「政府は、法律の施行後1年を目途として、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

## 主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

## スケジュール

|      |        |                     |
|------|--------|---------------------|
| 令和元年 | 9月10日  | 第1回開催               |
| 令和2年 | 2月19日  | 第2回開催               |
| 令和2年 | 6月19日  | 第3回開催               |
| 令和2年 | 7月29日  | 第4回開催               |
| 令和2年 | 9月7日   | 第5回開催               |
| 令和2年 | 10月16日 | 第6回開催(これまでの議論の中間整理) |
| 令和2年 | 10月20日 | 第7回開催               |
| 令和2年 | 11月17日 | 第8回開催               |
| 令和2年 | 12月18日 | 第9回開催               |
| 令和3年 | 1月26日  | 第10回開催(とりまとめ)       |

## 委員

| 委員名     | 所 属   |
|---------|---|
| 相澤 仁    | 大分大学福祉健康科学部 教授  |
| 安部 計彦   | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授  |
| 江口 晋    | 大阪府中央子ども家庭センター 所長   |
| 奥山 真紀子  | 日本子ども虐待防止学会理事長  |
| 加藤 久美子  | 本庄市保健部子育て支援課 課長   |
| 加藤 雅江   | 杏林大学保健学部健康福祉学科 教授<br>日本精神保健福祉士協会 常任理事                             |
| 栗延 雅彦   | 和泉乳児院院長<br>全国乳児福祉協議会総務委員長   |
| 栗原 直樹   | 日本社会福祉士会 副会長  |
| 小島 健司   | 埼玉県伊奈町健康福祉統括監 全国町村会   |
| 小山 菜生子  | 児童家庭支援センターかわわ センター長<br>全国児童家庭支援センター協議会 幹事                         |
| 才村 純    | 東京通信大学 教授   |
| 佐藤 杏    | 国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー<br>日本医療社会福祉協会調査研究部 周産期・小児領域担当 |
| 高橋 誠一郎  | 社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長<br>全国児童養護施設協議会 副会長                   |
| 津崎 哲郎   | NPO法人児童虐待防止協会 理事長   |
| 西澤 哲    | 山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授  |
| 藤林 武史   | 福岡市こども総合相談センター 所長   |
| 増沢 高    | こどもの虹情報研修センター 研究部長  |
| ○松本 伊智朗 | 北海道大学大学院教育学研究院 教授   |
| ○宮島 清   | 日本社会事業大学専門職大学院 教授   |
| ○村松 幹子  | 社会福祉法人全国社会福祉協議会<br>全国保育協議会副会長 全国保育士会会長                            |
| ○森井啓    | 滋賀県健康医療福祉部こども・青少年局家庭支援推進室 室長<br>全国知事会                             |
| ○山縣 文治  | 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授   |

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

# 子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の 資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ とりまとめ(令和3年2月2日)(ポイント)

## (1)子ども家庭福祉の資格の在り方

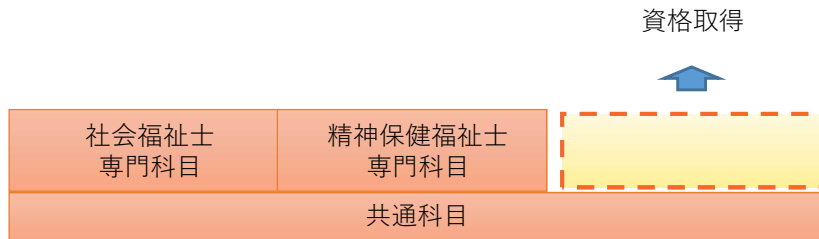
### (基本的な考え方)

- 児童福祉司の任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、子ども家庭福祉分野の内容が少なく、専門性を十分に担保できる状況にない。  
子ども家庭福祉に関する**専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべき**である。

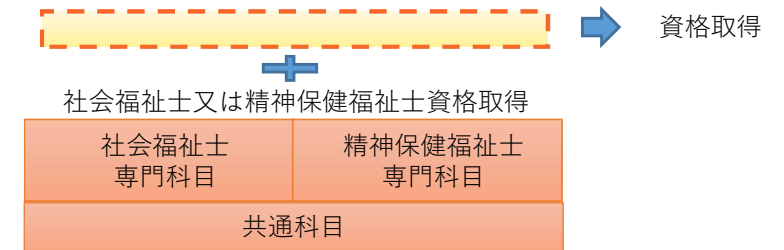
### (資格の対象、建て付け)

- 資格を創設することとした場合、その建て付けとして、  
「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」(①)とすることや、  
「既存のソーシャルワークに関する資格(社会福祉士等)を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格」(②)とすることが考えられる。
- 資格制度をどのような建て付けとするかについては様々な意見があり、また、養成課程や養成ルートによって様々な組み合わせも考えられることから、求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。(⇒資料3-2参照)

①の粗いイメージ



②の粗いイメージ



### (資格の付与方法)

- 資格の付与方法としては、例えば、「**試験を実施**して合格者に資格を付与する方法」、「**特定の教育課程を認定**し、当該課程を修了した者に資格を付与する方法」などが考えられる。

### (養成課程・養成ルート)

- 少なくとも**4年制大学の課程を経れば取得可能な仕組みとしつつ、その他にも複数の養成ルート**を設けるべきである。特に、児童福祉司を急激に増やしていかなければならない現状を考慮すれば、採用後においても資格を取得できる社会人ルートも設けるべきである。

### (任用・配置)

- 児童相談所や市区町村、民間機関等の現場の人材確保に支障が生じないよう、**資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべき**であり、そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである。

### (スーパーバイザー等)

- 基礎資格とは別途、**スーパーバイズ等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組みが必要**である。

## (2) 研修・人材養成の在り方

### (基本的な考え方)

- 人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することも踏まえれば、早期に取り組める資質向上策として、**研修・人材養成を充実**させる必要がある。

### (現行の研修制度)

- 現行の法定研修は知識偏重になっており、OJTや、事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の**実践的な訓練を充実させる必要**がある。
- 児童福祉司についてはアセスメント、子どもや家庭への支援、ケースマネジメントに加え、立入調査や職権一時保護、28条申立て、親権停止申立て等の権限行使をどこかの児童相談所でも最低限有効に活用することが求められており、**ノウハウを持っている自治体で実務を体験する仕組みが必要**である。  
スーパーバイザーについては、児童福祉法で定められたおおむね5年以上の実務経験を確実に求めていくべきである。他方で、単に勤続年数さえ満たしていれば能力が担保されるわけではないことから、まずは**令和4年4月から施行される任用前研修において適切な修了要件を設定**し、スーパーバイザーとしての能力を確認できるようにすべきである。

### (有資格者等に対する研修制度)

- 将来的には有資格者等に対して研修を行う観点から、研修カリキュラムや到達目標を見直していく必要があり、例えば資格取得後の実務経験システム(インターンシップ)なども含めて検討していくべきである。

### (研修の実施体制)

- 座学で行う知識や基本的な事項の学びなど、効率化できる研修等については、**オンライン研修、e-ラーニング等のICTの活用を進めていくべき**である。
- スーパーバイザーが多忙であるために新人の現場経験のフォローができない状況もあることから、大学や民間団体、児童相談所OB・OGをアドバイザーとして活用する取組も必要であり、そうした**アドバイザーの登録、派遣調整を研修施設が行うなどの仕組みを整備するべき**である。

## (3) 人事制度・キャリアパスの在り方

### (基本的な考え方)

- 児童相談所や市区町村の職員が、ソーシャルワークの専門職として専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要がある。

### (採用)

- 専門性を有する職員を確保していくうえでは、地方自治体の特性を踏まえつつ**福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていけるような人事システムとしていく必要**がある。

### (人事・キャリアパス)

- 職員の意欲を向上させるためにはキャリアパスが明確になっていることが必要であり、**採用する自治体等において、職務に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていくべき**である。
- 専門性の向上のためには、**自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要**である。例えば、様々な場所や分野でのソーシャルワークの経験を積む機会を設けることが重要であり、**児童相談所、都道府県、市区町村の間で人事交流等を行っていくべき**である。特に、児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組を行うべきである。

# 児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討会 概要

## 検討会設置の趣旨

- 平成29年6月14日に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)附則第4条では、政府は、同法の施行後3年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他の同法による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、同法による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- また、令和元年6月19日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)附則第7条第2項では、政府は、同法の施行後1年を目途として、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手續の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- これらを踏まえ、児童相談所における一時保護の手續等の在り方に関する検討等を行うことを目的として、本検討会を開催する。

## 検討事項

- 以下の事項について効果的な運用も含めた手續等の在り方を検討
  - ・一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置
  - ・一時保護等に関する司法関与
  - ・保護者への指導・支援等

## スケジュール

|            |       |
|------------|-------|
| 令和2年 9月18日 | 第1回開催 |
| 令和2年10月23日 | 第2回開催 |
| 令和2年11月19日 | 第3回開催 |
| 令和2年12月16日 | 第4回開催 |
| 令和3年1月18日  | 第5回開催 |
| 令和3年2月8日   | 第6回開催 |
| 令和3年2月22日  | 第7回開催 |
| 令和3年4月14日  | 第8回開催 |

- 〈参考〉児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の改正事項
  - 親権者等の意に反する2ヶ月を超えた一時保護について家庭裁判所の審査の導入
  - 家庭裁判所が都道府県等に対し保護者への指導を勧告することができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置の承認の審判時に加え、審判前や却下審判時にも勧告が可能となる)
  - 都道府県等が保護者に対し接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童福祉法第28条の措置中に加え、一時保護や親権者の同意のもとでの里親・施設入所等の措置の場合にも接近禁止命令を行うことが可能となる)

## 構成員一覧

| 委員名     | 所 属                           |
|---------|-------------------------------|
| 今井 弘晃   | 東京家庭裁判所家事第2部 部総括判事            |
| 川瀬 信一   | 千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭           |
| 久保野 恵美子 | 東北大学大学院法学研究科 教授               |
| 小平 かやの  | 東京都児童相談センター 相談援助課 医長          |
| 杉山 悦子   | 一橋大学大学院法学研究科 教授               |
| 鈴木 聡    | 三重県児童相談センター 市町アドバイザー          |
| 高田 昌宏   | 早稲田大学大学院法務研究科 教授              |
| 高橋 温    | 弁護士(新横浜法律事務所)                 |
| 土居 聡    | 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 参事、弁護士   |
| 中村 みどり  | Children's Views & Voices 副代表 |
| 橋本 和明   | 花園大学社会福祉学部臨床心理学科 教授           |
| 橋本 佳子   | 名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士            |
| 藤林 武史   | 西日本こども研修センターあかし 企画官           |
| 宮口 智恵   | 認定NPO法人チャイルド・リソース・センター 代表理事   |
| 茂木 健司   | 江戸川区子ども家庭部 一時保護課長             |
| ○ 吉田 恒雄 | 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長    |

○座長

(敬称略、五十音順)



# 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ（ポイント）

## ①一時保護の開始に当たっての手続等の在り方

### 1. 一時保護の開始にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方について

- アセスメントのためのツールの改善や児童相談所（児相）の内部の会議に専門家や有識者を参加させる仕組みの構築を通じて質を担保すべきである。

### 2. 児童相談所の調査権の在り方について

- 児童福祉法において、個人情報の保護にも配慮しつつ、相手方に応諾義務を課した児相の調査権限を規定すべきである。

### 3. 一時保護に関する司法審査の在り方について

- 独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきである。
- 導入に当たっては、子どもの生命を守るために躊躇なく一時保護するという方針と、一時保護の判断の適正性の担保や手続きの透明性の確保が両立し得るものとなるよう、児童相談所の体制整備や児童相談所の権限強化が不可欠である。
- 今後、厚生労働省、法務省、最高裁判所において課題や論点に関し実証的な検討を行うべきである。

## ②一時保護期間中の手続等の在り方

### 1. 一時保護中の処遇の在り方について

- ケアを必要とする子どもに適切に対応するため、一時保護所独自の人員配置や設備の基準を策定すべきである。
- 一時保護所の定員超過が常態化した自治体に対し、定員超過解消のための計画の策定を義務づけるべきである。
- 一時保護所の第三者評価の実施の拡大のため、現行の努力義務ではなく、義務化することも検討すべきである。

### 2. 面会通信制限、接近禁止命令の在り方について

- 処分によらず事実上行われる面会通信制限の実態を調査した上で、面会通信制限や接近禁止命令の在宅ケースへの対象拡大や、面会通信制限や接近禁止命令の司法関与や第三者関与の在り方について検討すべきである。

## ③一時保護の解除に当たっての手続等の在り方

### 1. 一時保護の解除にあたってのアセスメントやカンファレンスの在り方等について

- 一時保護の解除に活用できるアセスメントツールの作成や児童福祉審議会の活用により児相の判断をサポートすることを検討すべきである。
- 施設等への入所措置に関する保護者等の負担金について、円滑な措置への支障等の理由で減免するべきかについて、自治体に対する更なる調査や国内外の他制度の動向を踏まえ、引き続き検討すべきである。

### 2. 保護者支援・指導の在り方について

- 専門的な保護者支援プログラムの地域偏在を調査し、プログラム実施団体の設置促進や自治体の体制整備のための支援等を行うべきである。
- 家裁による保護者指導勧告は、現場にとって必ずしも使いやすい制度でないところ、好事例を周知しつつ、今後の在り方を引き続き検討すべきである。

## ④一時保護を通じて共通する事項

- 一時保護の手続において子どもの意見表明の機会の保障や意見表明の支援を行うべきである。
- 子どもの処遇に係る児童記録票の保管や開示にかかる手続の在り方について見直しを行うべきである。
- 保護者に一時保護の丁寧な説明を行うことが必要であり、強圧的に一時保護の同意などの判断を迫ることはあってはならない。

# 子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

## 設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

## 検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

## スケジュール

|      |        |        |
|------|--------|--------|
| 令和元年 | 12月19日 | 第1回開催  |
| 令和2年 | 7月27日  | 第2回開催  |
| 令和2年 | 10月2日  | 第3回開催  |
| 令和2年 | 12月4日  | 第4回開催  |
| 令和2年 | 12月14日 | 第5回開催  |
| 令和3年 | 1月25日  | 第6回開催  |
| 令和3年 | 2月19日  | 第7回開催  |
| 令和3年 | 3月8日   | 第8回開催  |
| 令和3年 | 3月29日  | 第9回開催  |
| 令和3年 | 4月9日   | 第10回開催 |

## 委員

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| ○相澤 仁  | 日本子ども家庭福祉学会 会長<br>大分大学 福祉健康科学部 教授 |
| 池田 清貴  | くれたけ法律事務所 弁護士                     |
| 栄留 里美  | 大分大学 福祉健康科学部 助教                   |
| 榎本 英典  | 三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護<br>コーディネーター |
| 大谷 美紀子 | 大谷 & パートナーズ法律事務所 弁護士              |
| 奥山 眞紀子 | 日本子ども虐待防止学会 理事長                   |
| 川瀬 信一  | 千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭               |
| 久保 健二  | 福岡市 こども総合相談センター こども緊急支<br>援課長、弁護士 |
| 多田 博史  | 東京都 福祉保健局 少子社会対策部 調整担当課<br>長      |
| 田中 由美  | 大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長             |
| 永野 咲   | 昭和女子大学 人間社会学部 助教                  |
| 中村 みどり | Children's Views & Voices 副代表     |
| 堀 正嗣   | 熊本学園大学 社会福祉学部 教授                  |
| 前橋 信和  | 関西学院大学 人間福祉学部 教授                  |

○座長 (敬称略、五十音順)

# 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

## 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、国、都道府県及び市区町村における体制の強化を進めるため、協議の場を設置（8月2日に第1回開催）

### < 構成員 >

- ・茨城県知事、滋賀県知事
- ・豊田市長、さいたま市長、  
文京区長、本庄市長
- ・舟橋村長、那賀町長
- ・厚生労働大臣
- ・厚生労働省子ども家庭局長

### < 今後の進め方 >

具体的な検討を行うため、下記の2つのワーキンググループを設置  
次回は、両ワーキンググループからの報告を聴取し、協議

## 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

### < WGにおける検討内容 >

国、都道府県及び市区町村における体制の強化に向けて、取組事例の収集や要望等についてヒアリングを行いながら、具体的な検討を行う

### < 構成員 >

- ・滋賀県、茨城県
- ・本庄市、さいたま市、豊田市、新宿区
- ・那賀町、舟橋村
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室長
- ・オブザーバー  
全国知事会事務局、全国市長会事務局、全国町村会事務局

## 児童相談所の設置の基準に関するWG

### < WGにおける検討内容 >

改正法に規定された児童相談所の設置の参酌基準の設定について具体的な検討を行い、基準案をとりまとめ

### < 構成員 >

- ・鳥取県、滋賀県
- ・本庄市、さいたま市、豊橋市、世田谷区
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室長
- ・オブザーバー  
那賀町、舟橋村  
全国知事会事務局、全国市長会事務局、全国町村会事務局

# 近年の子ども・子育て支援推進調査研究事業 (児童虐待・社会的養護関係の主なもの)

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 体罰禁止                    | 体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査(R2年度)                   | ○ 体罰使用の実態と体罰に関する人々の意識をアンケート調査したもの。   |
| 資質向上                    | 児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究(R元年度)       | ○ 児童相談所の児童福祉司及びスーパーバイザー、市区町村でソーシャルワークを担う者の資格の保有状況や自身の専門性に対する自己評価等を調査し、専門職としての資格の在り方や資質向上を図るための方策を検討したもの。                       |
|                         | 児童福祉司・要対協調整担当職員・スーパーバイザーの義務研修修了要件の在り方についての調査研究(R2年度) | ○ スーパーバイザー義務研修が任用前となる改正法の施行(R4年4月)に向けて、スーパーバイザー義務研修の修了要件の在り方について検討を行ったもの。  |
| 一時保護                    | 一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究(R2年度)             | ○ 一時保護所の取り組み及び一時保護されている子ども(委託一時保護を含む)の実態を明らかにするため、児童相談所、一時保護所、一時保護委託先への調査を行ったもの。   |
| 権利擁護                    | 子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究(H30年度)    | ○ 子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるよう、子どもが意見を申し立てる環境整備や、子どもの意見を尊重して子どもの権利侵害の問題の調査や調整を行う取り組み等に関するガイドライン案の作成を行ったもの。                   |
|                         | アドボカイト制度の構築に関する調査研究(R元年度)                            | ○ アドボカシーの実践について、先行事例のインタビュー調査、海外事例の文献調査、自治体アンケート調査を行うとともに、アドボカシーに関する制度の導入に向けたガイドライン案の作成を行ったもの。                                 |
|                         | 子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究(R2年度)                 | ○ 令和元年度調査研究のガイドライン案を基にした訪問アドボカシーの試行・検証を通じて、権利擁護システムが有すべき機能の在り方を検討するとともに、アドボカイトに求められる資質等や養成に必要な事項等について情報収集を行ったもの。               |
| その他<br>(ケアラーバー、ヤングケアラー) | 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査(R2年度)        | ○ 措置解除者等に対する自立支援の充実を図るため、措置解除者等の実態についてはじめての全国調査を行ったもの。   |
|                         | ヤングケアラーの実態に関する調査研究(H30年度)                            | ○ ヤングケアラーの実態を把握するため、要保護児童対策地域協議会で登録されているケースについて各自治体にアンケート調査を行うとともに、自治体、支援団体、当事者・元当事者へヒアリングを行ったもの。                              |
|                         | ヤングケアラーへの早期対応に関する研究(R元年度)                            | ○ 要保護児童対策地域協議会をはじめとする子どもと関わりのある関係者が過度な負担なくヤングケアラーを早期発見するためのアセスメントシート案を作成するとともに、アセスメントシート案の活用方法、早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン案の作成を行ったもの。 |
|                         | ヤングケアラーの実態に関する調査研究(R2年度)                             | ○ ヤングケアラーと思われる子どもをより正確に把握するため、中学生や高校生、学校等に対して実態調査を実施したもの。  |